

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）	1
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）	4

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業

二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）

四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）

五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）

六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそのめるおそれのある遊技をさせる営業

八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそのめるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。

3 11 （略）

（営業の許可）

第三条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種類（前条第一項各号に規定する風俗営業の種類をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 （略）

（許可の基準）

第四条 (略)

2 公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

一 営業所の構造又は設備(第四項に規定する遊技機を除く。第九条、第十条の二第二項第三号、第十二条及び第三十九条第二項第七号において同じ。)が風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき。

二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

三 営業所に第二十四条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。

3 公安委員会は、前条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて営んでいた風俗営業の営業所が火災、震災その他その者の責めに帰することができない事由で政令で定めるものにより滅失したために当該風俗営業を廃止した者が、当該廃止した風俗営業と同一の風俗営業の種別の風俗営業で営業所が前項第二号の地域内にあるものにつき、前条第一項の許可を受けようとする場合において、当該許可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、前項第二号の規定にかかわらず、許可をすることができる。

一 当該風俗営業を廃止した日から起算して五年以内にされたものであること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 当該滅失した営業所の所在地が、当該滅失前から前項第二号の地域に含まれていたこと。

ロ 当該滅失した営業所の所在地が、当該滅失以降に前項第二号の地域に含まれることとなつたこと。

三 当該滅失した営業所とおおむね同一の場所にある営業所につきされたものであること。

四 当該滅失した営業所とおおむね等しい面積の営業所につきされたものであること。

4 第二条第一項第七号の営業(ばちんこ屋その他政令で定めるものに限る。)については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

(構造及び設備の変更等)

第九条 風俗営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。第五項において同じ。)をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

2~5 (略)

(遊技機の規制及び認定等)

第二十条 第四条第四項に規定する営業を営む風俗営業者は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして同項の国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならない。

2 前項の風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該営業所における遊技機につき同項に規定する基準に該当しない旨の公安委員会の認定を受けることができる。

3 国家公安委員会は、政令で定める種類の遊技機の型式に関し、国家公安委員会規則で、前項の公安委員会の認定につき必要な技術上の規格を定めることができる。

4 前項の規格が定められた場合においては、遊技機の製造業者（外国において本邦に輸出する遊技機を製造する者を含む。）又は輸入業者は、その製造し、又は輸入する遊技機の型式が同項の規定による技術上の規格に適合しているか否かについて公安委員会の検定を受けることができる。

5 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第二項の認定又は前項の検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に行わせることができる。

6・7 （略）

8 都道府県は、第二項の認定、第四項の検定又は第五項の試験に係る手数料の徴収については、政令で定める者から、実費の範囲内において、遊技機の種類、構造等に応じ、当該認定、検定又は試験の事務の特性を勘案して政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

9 前項の場合においては、都道府県は、条例で定めるところにより、第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

10 第九条第一項、第二項及び第三項第二号の規定は、第一項の風俗営業者が設置する遊技機の増設、交替その他の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四条第二項第一号の技術上の基準及び」とあるのは、「第四条第四項の基準に該当せず、かつ」と読み替えるものとする。

11 第四項の型式の検定、第五項の指定試験機関その他第二項の規定による認定及び前項において準用する第九条第一項の承認に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（手数料）

第四十三条 都道府県は、第三条第一項の許可又は第二十条第十項において準用する第九条第一項の承認に係る手数料の徴収については、政令で

定める者から、実費を勘案して政令で定める額（第四条第四項に規定する営業に係る営業所に設置する遊技機に第二十条第二項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（同条第四項の検定を受けた型式に属するものを除く。）がある場合にあつては、実費の範囲内において同条第八項の政令で定める認定の事務に係る手数料の額を勘案して政令で定める額）を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）

（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準）

第六条 法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域（以下「制限地域」という。）の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。  
イ 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域（以下「住居集合地域」という。）  
ロ その他の地域のうち、学校その他の施設で学生等その他の利用者の構成その他のその特性にかんがみ特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの周辺の地域

二 前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。

三 前二号の規定による制限地域の指定は、風俗営業の種類及び営業の態様、地域の特性、第一号ロに規定する施設の特性、既設の風俗営業の営業所の数その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のものであること。

（法第四条第三項の政令で定める事由）

第六条の二 法第四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により生ずる被害又は火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害若しくは事故（当該風俗営業者の責めに帰すべき事由により生じた災害又は事故を除く。）であつて、火災又は震災以外のもの

二 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十九条第一項から第三項までの規定その他火災若しくは震災又は前号に規定する災害若しくは事故の発生又は拡大を防止するための措置に関する法令の規定に基づく措置

三 火災若しくは震災又は前二号に掲げる事由により当該営業所に滅失に至らない破損が生じた場合において、関係法令の規定を遵守するためには当該営業所の除却を行った上でこれを改築することが必要であると認められる場合における当該除却

四 次に掲げる法律の規定による勧告又は命令に従つて行う除却

イ 消防法第五条第一項

口 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第一項から第三項まで又は第十一条第一項

ハ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十四条第三項

二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第十三条第一項

五 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業の施行に伴う除却

六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他公共施設の整備又は土地利用の増進を図るため関係法令の規定に従つて行われる事業（当該風俗営業者を個人施行者とするものを除く。）の施行に伴う換地又は権利変換のための除却

七 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第六十二条第一項に規定する建替え決議又は同法第七十条第一項に規定する一括建替え決議の内容により行う建替え

（法第四条第四項の政令で定める営業）

第七条 法第四条第四項の政令で定める営業は、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、じゃん球遊技機その他法第二十三条第一項第三号に規定する遊技球等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせる営業で、当該遊技の結果に応じ賞品を提供して営むものとする。

（法第二十条第八項の政令で定める者及び額）

第十条之二 法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	区 分	政令で定める額
一 法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者	（一） 法第二十条第五項の指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）が行う認定に必要な試験（以下「遊技機試験」という。）を受けた遊技機について認定を受けようとする場合 （二） 法第二十条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合 （三） 又は（二）の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合 1 ぱちんこ遊技機	二千七百円 二千七百二十円
（以下単に「認定」という。）を受けようとする者	（一） 又は（二）の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合 1 ぱちんこ遊技機 （二） 入賞を容易にするための装置であつて国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）	

<p>二 検定を受けようとする者</p>	
<p>Ⅰ 検定を受けようとする都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)について検定を受けようとする場合</p>	<p>という。( )が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(一) マイクロプロセッサ(電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの</p> <p>(二) (一)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(三) 特定装置が設けられているもの(二)に掲げるものを除く。)</p> <p>(一) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(二) (一)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(三) (一)又は(二)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 回胴式遊技機</p> <p>(一) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(二) (一)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 アレンジボール遊技機</p> <p>(一) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(二) (一)に掲げるもの以外のもの</p> <p>4 じゃん球遊技機</p> <p>(一) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(二) (一)に掲げるもの以外のもの</p> <p>5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機</p> <p>(一) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(二) (一)に掲げるもの以外のもの</p> <p>Ⅱ 指定試験機関が行う検定に必要な試験(以下「型式試験」という。)を受けた型式について検定を受けようとする場合</p>
<p>一万八千円</p> <p>六千三百円</p>	<p>三万七千七百円</p> <p>八千二百円</p> <p>二万四千七百円</p> <p>八千二百円</p> <p>五千九百円</p> <p>五万九千七百円</p> <p>一万四千七百円</p> <p>三万七千七百円</p> <p>一万八千円</p> <p>三万七千七百円</p> <p>一万八千円</p> <p>二万四千七百円</p> <p>二万四千七百円</p> <p>三千六百八十円</p>

<p>三 遊技機試験を受けようとする者</p>	<p>①又は②の型式以外の型式について検定を受けようとする場合</p> <p>1 ぱちんこ遊技機</p> <p>(一) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(二) 特定装置が設けられていないもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)</p>	<p>百五十三万円 二十九万六千円</p>
	<p>③又は④の型式以外の型式について検定を受けようとする場合</p> <p>1 ぱちんこ遊技機</p> <p>(一) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(二) 特定装置が設けられていないもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)</p> <p>3 ぱちんこ遊技機</p> <p>(一) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(二) 特定装置が設けられていないもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>4 ぱちんこ遊技機</p> <p>(一) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(二) 特定装置が設けられていないもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p>	<p>百八十一万六千円 三十九万九千円 百十九万三千円 三十四万九千円 百十九万二千元 三十四万八千円</p>

	<p>四 型式試験を受けようとする者</p> <p>（一） マイクロプロセッサを内蔵するもの  （二） に掲げるもの以外のもの  3 1又は2に掲げるもの以外のもの</p> <p>（一） 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合  1 マイクロプロセッサを内蔵するもの  2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>（二） アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合  1 マイクロプロセッサを内蔵するもの  2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>（三） じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合  1 マイクロプロセッサを内蔵するもの  2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>（四） から（三）までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合  1 マイクロプロセッサを内蔵するもの  2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>（一） ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合  1 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）  （一） マイクロプロセッサを内蔵するもの  （二） に掲げるもの以外のもの  2 特定装置が設けられているもの（1に掲げるものを除く。）  （一） マイクロプロセッサを内蔵するもの  （二） に掲げるもの以外のもの  3 1又は2に掲げるもの以外のもの</p> <p>（一） 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p>	<p>二万五千三百円  八千円  五千七百元</p> <p>六万二千三百円  一万五千三百円</p> <p>三万千三百円  一万八百元</p> <p>三万千三百円  一万八百元</p> <p>二万五千三百円  三千三百円</p> <p>百五十二万四千二百円  二十九万二百円</p> <p>百十三万五千二百円  二十九万二百円  十六万八千二百円</p>
--	--	---

	<p>1 マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>㉑ アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>㉒ じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百八十一万二百円</p> <p>三十九万三千二百円</p> <p>百八十七千二百円</p> <p>三十四万三千二百円</p> <p>百十八万六千二百円</p> <p>三十四万二千二百円</p>
備考	<p>一 認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、それぞれ一の項の下欄に定める額から二千七百円を減じた額とする。</p> <p>二 遊技機試験を受けようとする者が当該都道府県において同時に他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、それぞれ三の項の下欄に定める額から二千三百円を減じた額とする。</p>	
政令	<p>一 法第三条第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けようとする者</p> <p>㉓ ぱちんこ屋又は第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。</p> <p>1 三月以内の期間を限って営む営業</p> <p>2 その他の営業</p> <p>㉔ ぱちんこ屋又は第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき。</p>	<p>政令で定める額</p> <p>一 一万六千円</p> <p>二 二万七千円</p>
<p>（法第四十三條の政令で定める者及び額）</p> <p>第十六條 法第四十三條の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同條の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>		

<p>㉑ ぱちんこ屋及び第七条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>1 三月以内の期間を限って営む営業</p> <p>2 その他の営業</p> <p>二 法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の承認（以下単に「承認」という。）を受けようとする者</p> <p>㉒ 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合</p> <p>㉓ 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合</p>	<p>条の二の表の一の項の㉑の下欄に定める額から二千七百円を減じた額）を加算した額</p> <p>一万五千元</p> <p>二万七千元</p> <p>三千四百円</p> <p>三千四百円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第十条の二の表の一の項の㉑の下欄に定める額から二千七百円を減じた額）を加算した額</p>
<p>備考</p> <p>一 許可を受けようとする者が当該都道府県において同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る政令で定める額は、それぞれ一の項の下欄に定める額から九千三百円を減じた額とする。</p> <p>二 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における政令で定める額は、それぞれ一の項の下欄に定める額に七千四百円を加算した額とする。</p>	